

災害時の逃げ遅れを防ぐ！

「個別避難計画」についてご存じですか？

近年、集中豪雨や台風、地震などの大規模災害が多発し、全国各地で被害が相次いでいます。特に障がいのある方や高齢者など支援が必要な方の被害が多いことから、令和3年5月に災害対策基本法が改正され、個別避難計画の作成が市町村の努力義務となりました。

益田市では、災害時における要配慮者の避難体制を整備するため、個別避難計画の作成に取り組んでいます。

● 個別避難計画とは？

災害が発生したときに、避難に支援が必要な方がいつ・誰と・どこへ・どのように避難するかなどを決めておく個別の避難計画です。

※対象者の同意を得た場合に作成を進めます。

※避難支援等が必ず行われることを保証するものではありません。



● 計画作成対象者

益田市が定める「避難行動要支援者」のうち、自宅にお住まいの以下の方【高齢者の方】

○要介護認定3～5を受けている方

担当ケアマネジャーが作成します。対象の方へは担当者からお知らせします。

【障がいのある方】

○身体障害者手帳1級～2級を所持する方

○知的障がい者でA判定の療育手帳を所持する方

○精神障害者保健福祉手帳1級を所持する方

担当相談支援専門員が作成します。対象の方へは担当者からお知らせします。担当がいらない方は障がい者福祉課までご相談ください。

● 計画を作成すると…

作成した計画は、家族や避難をサポートしてくれる方（避難支援者）と共有し、普段の見守りや災害が発生した時の避難支援などに活用します。緊急時には必要に応じて、益田市から各関係機関（警察、消防、サービス提供事業所など）に情報提供し、避難支援等を依頼する場合があります。

個別避難計画を見てもみよう！

氏名や住所などの基本情報、治療中の病気やかかりつけ医、飲んでる薬などを記載します。

身体状況や認知機能など、避難時に配慮が必要なことを具体的に記載します。

ハザードマップを参考に自宅の被害想定を記載します。（浸水想定区域や土砂災害警戒区域に該当しているかなど）

緊急連絡先も記載します。

避難先や避難方法を記載します。災害リスクによっては、避難所への避難だけでなく、自宅待機や知人宅への避難も検討しましょう。

避難支援が行える可能性のある人を記載します。

益田市の避難行動要支援者名簿やこの計画を関係先に提供することへの同意確認をします。

日頃から準備しておくことで、災害時に慌てず、避難の遅れによる危険を減らすことができます。改めて、家族や近所の人などと災害時の避難について考えてみませんか？



【問い合わせ先】 防災に関すること…………… 市危機管理課 ☎ 31-0601 FAX 23-5001
 個別避難計画に関すること… 市高齢者福祉課 ☎ 31-0235 FAX 24-0181
 市障がい者福祉課 ☎ 31-0251 FAX 31-8120